

「工程表」（素案）に対する意見

2009年11月6日

全国消費者行政ウォッチねっと

1 地方消費者行政について～強化期間以降の国の支援のあり方を今年度内に明確に～

各地方公共団体における庁内本部の設置促進が平成22年3月末まで、3年程度の集中育成・強化期間後の調査結果を踏まえた国の支援のあり方についての検討が平成23年3月31日となっています。

しかし現在の基金の運用状況を見ると、人件費などの継続的な経費については、3年後の国による支援のあり方が見えてこない限り予算を組めないという自治体が多く、一日も早く3年後の支援のあり方を明確化する必要があると思われます。

この点は各自治体における庁内本部ができたとしても同様であり、3年後の支援のあり方が見えないまま庁内本部だけが設置されても、国の出方がはっきりするまで様子見、というケースが多くなってしまわないのでしょうか。

そうであれば、庁内本部の設置促進（この取り組み自体は高く評価します）と並行して、或いはこれに先駆けて、3年後の支援のあり方についての議論を先行させるべきであると考えます。

地方の実情を十分に踏まえたうえで議論すべき点ですので、大変なのは理解できますが、消費者庁関連3法案についての国会での審議の成果等既存の蓄積を利用しつつ、労力を短期間に集中させてでも、21年度内を目標に一定の方向性を示すべきです。

なお、3年後以降の国の支援のあり方等については、消費者委員会が中心的に担うこととされていますが、消費者委員会の事務局態勢が未だ脆弱であることを考えると、少なくともこの論点については、早急に消費者庁・消費者委員会の共同作業態勢を構築し、総力を挙げてスピーディーに取り組んで頂きたいと思えます。

また、実態調査についてはヒアリング項目を公開して、消費者団体にも協力を呼びかけるなどして、官民一体となった取り組みも必要ではないかと考えます。

2 消費者団体支援について～幅広い団体に対する実効的な支援のあり方の検討を～

工程表では、

- ・消費者団体への情報提供・情報交換
- ・適格消費者団体が「自主的に活動資金を確保するための手法」

が検討事項とされています。

これについては

- ① 支援対象の検討を適格消費者団体に限らず、意識的に広くとらえること
- ② 情報提供・情報交換にとどまらず、スタッフの人権費・家賃等の経常費に使える資金の直接提供を含め、消費者団体活性化のために実効的な財政支援のあり方を検討すること

が必要と考えます。ヨーロッパではこうした財政支援が積極的に行われており、行政と消費者団体との協働がうまく進んでいます。こちらの検討は、スケジュール的には地方消費者行政よりゆっくりでよいと思いますが、たとえば基金の使途の中にこうした消費者団体への自由度の高い財政支援を盛り込むことは即効性があるのではないかと思います。

3 多重債務について～消費者庁主導への道筋を～

多重債務については、附帯決議でも消費者庁が中心的な役割を果たすべきことが記載されています。現在官邸に設置されている多重債務者対策本部の事務局を消費者庁が担うことを含め、多重債務対策の実施主体を計画的に消費者庁に移していくことが重要だと思います。

多重債務問題は金利や貸金業者への規制にとどまらず、社会福祉のあり方や相談窓口のあり方等、まさに総合的な視野に立った対策が必要です。消費者行政全体に対する司令塔としての消費者庁が主務官庁としてもっとも適任であることは明らかです。

4 個人情報保護の問題について～工程表への追加を～

個人情報保護の問題については福島大臣も10月23日の記者会見で検討を指示していると聞いていますが、工程表に入っていません。

緊急度は地方消費者行政の問題などに比べると高くないと思われませんが、確実に取り組むことを明確にするためにも工程表に加えて頂きたいと思います。

5 被害者救済について～製品事故被害者も含め、被害者の立場に立った対策を～

被害者救済については、取引被害の被害回復にとどまらず、製品事故被害者への被害情報の提供、メンタルケアなど、幅広い分野における被害者に対し、被害者の目線に立った対策を検討してください。

6 商品テスト機能について～関係機関の連携は速やかに実施を～

商品テスト機能についての関係機関の連携強化については、工程表の案にあるような

区分・段階を設ける必要はありません。付帯決議に記載されているとおり、商品テスト機能を担うNITE（製品評価技術基盤機構）、FAMIC（農林水産消費安全技術センター）、国民生活センターなどの各機関や消費者庁・消費者委員会，地方自治体との連携をできるだけ早い時期に実行に移すべきです。

7 事故原因究明について～独立した事故原因究明機関の意味を明確に～

事故原因究明について「独立した調査機関の在り方を検討する」との点は評価できません。この点を検討する際、「独立した調査機関」とは、各省庁から影響を受けない第三者機関とすべきことを明記してください。

以上